

平成29年2月10日
千葉県報第13197号 別冊

千葉県職員措置請求の監査結果の公表

千葉県監査委員

別 記

第 1 請求の内容

- 1 措置請求人（以下「請求人」という。）
省略

- 2 受付日

平成 28 年 1 2 月 9 日

- 3 請求の要旨

提出された「千葉県住民監査請求書」、添付の事実証明書、追加して提出された証拠書類（以下「請求書等」という。）、請求人の陳述等を総合し、本件措置請求の要旨を次のように解した。

千葉県（以下「県」という。）が発注した土木・舗装工事を入札する際に行った談合行為によって県に対し請負工事代金の 20 パーセント相当額の損害賠償金支払債務を負担している債務者ら（以下「債務者ら」という。）は、債務の減額を求めて県に対し債務弁済調停を申し立てた。千葉県知事（以下「知事」という。）は債務額を一律に請負金額の 8 パーセント相当に減額して、即ち 12 パーセント分を放棄して債権放棄を伴う調停を成立させるために議案を提出した。各債務者の個別の事情を全く無視して一律の債権放棄が提案されており、債権放棄を正当化する根拠が全くない。資力がある債務者に対する回収可能な公金である債権を失うことになる。

知事に対して、県が債務者らに対して有する債権額を平成 28 年 1 2 月定例県議会議案第 24 号の別表賠償金額欄記載の額まで減額する旨の調停に応じないこと及び本件調停において債務者らの資産額、支払能力、救済の必要性、その他の事情を考慮し、将来同種の債権放棄の適切な先例となるような方法により、調停を進行させることを勧告することを請求する。

監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 3 項に基づき、この監査手続が終了するまで知事が上記債権額を減額する旨の調停に応じないことを、知事に勧告されたい。

第 2 陳述の聴取及び監査の実施

- 1 請求の受理及び法第 242 条第 3 項の勧告の要否

(1) 請求の受理

本件措置請求について、法第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成28年12月21日、受理することを決定した。

(2) 法第242条第3項の勧告の要否

請求人は法第242条第3項の勧告を求めているが、本件措置請求は同項に規定する要件を満たすものとは認められないことから、同日、勧告はしないことと決定した。

2 監査対象事項

請求書等、請求人の陳述等を総合すると、請求人は知事が平成28年12月定例県議会に提出した議案第24号に係る調停に応じることが違法な債権の放棄であると主張しているものと解される。

したがって、本件債権の管理に関する事務を所掌している千葉県県土整備部建設・不動産課（以下「建設・不動産課」という。）を監査対象機関とし、本件債権を放棄することに違法又は不当な点があるか否かについて、監査を実施した。

3 請求人の陳述の聴取

法第242条第6項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、平成28年12月26日に証拠を提出し、同27日に陳述を行った。陳述の要旨は、次のとおりである。

(1) 経営が厳しいという理由で一律に損害賠償金を減額することは許されない。これらの債権を放棄するというのは県民一人一人の税金で談合企業を救済することと同じである。払えない会社からは取れないというのはわからなくもないが、払える能力があるにもかかわらず、経営が厳しいなどという理由で債権を放棄するのは違法である。仮に減額の調停を進めるにしても、一社一社支払能力を見定めた上で進めなければならない。

今回の調停に参加している17社は、県からの入札指名停止期間が過ぎた後、多額の県発注の工事を受注している。それだけの工事を受注している会社が損害賠償金を払えないというのは全くおかしいというほかはない。

そして、賠償金を払えない企業と県が契約を結んでいるということは、談合の違約金条項は最初から無意味なものになってしまう。これらの談合企業に再び独占禁止法違反が発覚した場合でも、ある企業は減額し、別の企業は減額しないでは不公平だという話にもなる。

今回の談合の舞台となった公共工事は、東日本大震災の復興事業を多く含むものであった。増税による国民負担で取り組んだ復旧工事におい

て談合を繰り返し、震災復旧を食い物にしていたことは極めて悪質な事件と考える。この悪質な談合に対し、県は談合対策そのものを無意味なものにしてしまう今回の減額調停を決して受け入れてはならない。

- (2) 入札は競争が極めて重要であり、財政運営にとって極めて重要な入札残額を生み出すことにもつながる。それゆえ、談合を行った場合には罰則を定めており、それを実行することが大切である。減額の和解に応じたならば、再度談合が発覚しても、減額してもらえば良いと考える事業者が増えることになる。また、支払能力を十分に有している事業者もいるため、減額には応じないことを求める。

県議会において「和解の議案」が可決されたが、知事は債権額を減額する調停に応じないことを求める。

- (3) 山武談合事件は公正取引委員会が談合と認定し、県が賠償金の支払を求めたものである。この賠償金を、5億8,347万円も減額するものであるが、どういう理由で減額するのか全く理解できない。

新聞報道によれば、談合参加企業が100万円もの政治献金をしたということであるが、100万円もの献金ができる企業に賠償金の支払能力がないわけがない。

以前、銚子の県営住宅の家賃を滞納していた母子家庭が県から明け渡しを迫られ、無理心中を図った事件があった。こういった弱い立場の者からは容赦なく取り立てる一方、100万円もの政治献金ができる会社の不正は大目にみるということか。あまりにも不公平である。

- (4) なぜ8パーセントにしなければいけないかという理由の説明が議会でなされていない。

平成24年4月20日の最高裁判決では、基本的に議会の裁量権は認めているが、考慮すべき要素を列挙し、それらを総合的に考慮すべきと述べている。だが、現段階で県からは説明が一切なく、中立的な調停機関の調停だからと言うだけである。

県が公認会計士に依頼して20パーセントの賠償金の支払が可能だという資料をもらい、この資料は当然調停委員会に提出されていると思うが、調停委員会では20パーセントではだめだということで、8パーセントでなければいけないという調停案になったのだと思う。そうなった理由がわかる文書を提出させ、その妥当性を判断すべきである。

4 執行機関による陳述の聴取

平成28年12月21日、本件措置請求に係る執行機関の陳述の内容を記載した書面の提出を求めたところ、同月26日付け建不第572号により、意見書と題する書面（以下「意見書」という。）が別添のとおり提出された。

同月27日、知事から陳述を聴取したところ、意見書のとおり陳述した。

5 平成29年1月5日に実施した監査の概要

平成29年1月5日、監査対象機関である建設・不動産業課に対して監査を行った。質疑応答の概要は以下のとおりである。

(1) 調停について

ア 県はどのような主張をしたのか

【県の答弁】

- (ア) 債務者らは請負金額の20パーセントの賠償金の支払は困難として、賠償金額を請負金額の5パーセントとして10年分割支払とする賠償金額の減額及び分割払いを求めてきたことに対し、減額には応じられない旨を主張した。
- (イ) 県から債務者らに個々の会社の経営状況を確認するための資料を求めたところ、請負金額の20パーセントの賠償金の支払が困難であることを示す弁済計画が提出されたので、公認会計士に依頼し弁済可能性の検証を行った結果、減額は難しい旨を主張した。
- (ウ) 債務者らは、県の検証は実現可能性が乏しく、債務者らが作成した弁済計画の方が実現可能性は高い旨を反論したが、県はそれぞれの立場からの見方の問題であり、弁護士のアドバイスも踏まえ、改めて反論は行わず、今後の調停の進め方については調停委員会の判断に委ねることとした。

イ 債務者ら建設業者の実情をどのようにとらえたか

【県の答弁】

調停への参加を通じて、次のような実情を把握した。

- (ア) 売上高営業利益率が低い。
- (イ) 課徴金納付や賠償金支払のために金融機関から融資を受けることは困難である。
- (ウ) 営業利益が赤字の会社がある。
- (エ) 課徴金納付や指名停止措置、営業停止処分により財務状況及び事業運営に大きなダメージを受けている。
- (オ) 公共工事への依存率が高い。
- (カ) 現預金残高が建設業として通常必要と考えられる手許準備高よりも低い。

(2) 弁済計画の検証について

ア 債務者らは何のような弁済計画書を提出したのか

【県の答弁】

債務者らは上記(1)ア(ア)のとおり20パーセントの支払を困難として、次の3種類の弁済計画書を提出した。

- (ア) 賠償金額を請負金額の5パーセントとして10年分割支払
- (イ) 賠償金額を請負金額の20パーセントとして一括支払

- (ウ) 賠償金額を請負金額の20パーセントとして10年分割支払
イ 債務者らの支払能力の検証内容はどうか

【県の答弁】

債務者らが提出した上記ア（イ）及び（ウ）の弁済計画について、公認会計士に依頼し、一定の見直しを行い検証したところ、賠償金額を請負金額の20パーセントとしても支払が可能であるとの内容になった。

- (3) 調停案について

- ア 20パーセントの賠償金が支払可能としていながら、なぜ8パーセントとした調停案を受け入れることにしたのか

【県の答弁】

調停案は双方の主張や反論を踏まえて調停委員会から最終的に示されたもので、個々の会社の経営の状況を十分に踏まえた上で示されたものと考えている。

そして、次のような事情を考慮し、調停案を受け入れる判断をした。

- (ア) 厳しい経営環境
(イ) 災害復旧時等の地域貢献活動
(ウ) 破綻した場合の地域経済等に与える影響

- イ 経営が苦しいと言いながら多額の政治献金をする余裕のある企業に対し、減額に応じるのは矛盾ではないか

【県の答弁】

債務者らの一部に政治団体に寄附等を行っている者があることは確認した。債務者らは調停を申し立てるに当たって、賠償金の支払については、支払うべき責任を痛感している旨言及している。

- ウ 賠償金を減額すると20パーセントの条項の意味がないことになるが、どう考えるか

【県の答弁】

今回は調停の結果を踏まえて判断したものであり、賠償金の条項規定の見直し等は考えていない。厳格な運用について、今後もしっかり貫徹していく。

- エ 今回の対応は前例になるのか

【県の答弁】

今回は調停申立があり、2年間の議論を経た上で受け入れることとしたものである。今後、その時点における個々の状況に応じて判断する。

- オ 減額率を一律とした理由は何か

【県の答弁】

公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令は各社一律に適用している。県の指名停止措置及び営業停止処分は各社一律に行って

いる。他県の同様な調停事例でも一律に減額している。賠償金はペナルティの要素もあり、一律の減額については合理的なものと考えている。

カ 過去に談合等による損害賠償金を減額した事例はあるのか

【県の答弁】

ない。

(4) 不正行為に係る防止対策と取組

ア 千葉県建設業協会において今回の件を受けての取組はあるか

【県の答弁】

千葉県建設業協会内部で、会長から支部長に宛てて不正行為の排除の徹底を図るよう文書を出したほか、平成26年度に研修会を開催し関係法令が遵守されるよう啓発活動を行ったとのことである。

イ 県として不正行為の防止に向けどのように取り組んでいるか

【県の答弁】

公正取引委員会の処分後すぐに、千葉県建設業協会へ倫理強化の要請を行った。

また、平成27年4月から入札における予定価格の事後公表の適用範囲を1億円以上から5千万円以上へ拡大した。

建設業の経営者を対象とする建設業経営者講習会の中で談合等の防止を含めたコンプライアンスの重要性の啓発に取り組んできた。

今後も引き続き、業界に対して一層の倫理強化の要請をするとともに公正で透明性・競争性の高い入札制度の構築に努めていく。

第3 認定した事実

執行機関に対して行った陳述の聴取、監査等を総合し、以下の事実を認定した。

1 賠償金請求について

公正取引委員会が、平成26年2月3日に、山武地域の建設業者に対して行った「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けて、県は、平成26年8月1日、千葉県（山武土木事務所、山武農業事務所、銚子漁港事務所）発注工事を受注する際に違反行為があったと認められた208件の工事（以下「本件請負工事」という。）を対象とし、課徴金納付命令を受けた20社のうち破産した1社を除く19社に対して、建設工事請負契約に基づき、賠償金として最終請負額の20パーセントにあたる総額11億93万4,828円を請求した。

2 調停の経緯

(1) 調停申立てについて

県が賠償金を請求した19社のうち、解散した2社を除く17社から、平成26年8月7日、千葉簡易裁判所に対して民事調停が申し立てられた。調停は、平成26年9月24日から平成28年9月29日まで14回行われた。

(2) 債務者らの主張

債務者らは、調停申立書等で、「今回の事態に対する反省」、「厳しい経営環境」、「災害復旧時等の地域貢献活動」、「破綻した場合の地域経済等に与える影響」等について主張した。

そして、債務者らは、会社の厳しい経営状況、倒産した場合の地域経済や災害対応に与える影響等を理由に、賠償金20パーセントを5パーセントに減額し、10年分割での支払を求めた。

(3) 県の反論

県は減額に応じられない旨主張し、会社の厳しい経営状況を確認するための資料を求めたところ、債務者らは20パーセントの賠償金の支払が困難であることを示す弁済計画を提出した。

(4) 弁済計画の検証

ア 検証の目的

債務者らは、賠償金を20パーセントから5パーセントに減額し、10年分割での支払を求めているが、その主たる理由は、今後の支払は困難であり、企業の存続が困難となるという趣旨にあったため、その根拠として提出された弁済計画の検証を公認会計士に依頼した。

イ 検証方法

検証の方法は、意見書第2 2 (2) イに記載のように一定の見直しを行い、債務者らの弁済計画の整合性を検討した。

ウ 検証結果

債務者らから提出された弁済計画を、公認会計士に依頼し、各社それぞれの弁済の可能性を検証したところ、いずれの会社も20パーセントの賠償金の支払が可能であるとの報告から、県は減額は難しい旨を主張した。

(5) 県の反論に対する債務者らの再反論

県の反論に対し、債務者らは、意見書第2 3に記載のように主張し、債務者らの主張する5パーセントの賠償金で10年分割支払の弁済計画の方が実現可能性が高いとの再反論を行った。県は、これに対する反論は行わず、今後の調停の進め方については調停委員会の判断に委ねることとした。

(6) 調停案の提示について

ア 調停の中で、調停委員会は次のような意見を示し、総合して考えると、賠償金についてはこれを減額し、支払については分割して支払わ

せるのが相当であるとして、平成28年9月29日、口頭で調停案を示した。

(ア) 債務者らのこれまでの売上高営業利益率は低く、営業損益が赤字の会社もあり、建設工事により十分な利益を上げることが容易ではないことがうかがわれる。

(イ) 一方で債務者らは地元密着の建設業者として、災害時の復旧など地域貢献活動を行っており、これについて代替可能なものはなく、また県との間では、平成27年3月25日、伝染病に対する防疫対策業務の協定を締結するなどの地域貢献活動を行っている。

(ウ) 会社の経営が破綻した場合には、雇用する従業員やその家族の生活の問題、関係下請先への連鎖倒産の恐れなど、山武地区における経済活動に悪影響を及ぼす恐れも生ずるところとなる。

(エ) 債務者らは既に指名停止措置や営業停止処分を受けている。

イ 同年10月12日、千葉簡易裁判所民事調停委員会から調停案が送付された。

(7) 調停案の概要

ア 調停の相手方（債務者ら） 17社

イ 債務者らは県に対し、本件請負工事について、債務者らが談合したことに基づく賠償金として、契約金額の8パーセントに相当する各債務者に対応する賠償金額（合計3億8,898万211円）の支払義務があることを認める。

ウ 県は、債務者らに対し、本件請負工事に関し、本件支払義務に基づく債権以外の請求を放棄する。

エ 債務者らは、それぞれ、県に対し、イの金員を分割して平成29年から平成38年まで各年5月末日限り分割金を支払う。

オ 債務者ら各自は、エの期限に関わらず、県と協議し、イの金員のうち既払金額を控除した残額を一括して支払うことができる。

カ 債務者らのうちの全部又は一部の者が、エ及びオの1回でも怠ったときは、当該支払を怠った者はエの期限の利益を喪失し、県に対し、イの金員から既払金額を控除した残額及びこれに対する期限の利益喪失の日の翌日から支払い済みまで年14.6パーセントの割合による金員を支払う。

キ 債務者ら及び県は、債務者らと県の間には、本件に関し、調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。

(8) 調停を受け入れる理由

県は次のことを総合的に勘案し、示された調停案が妥当なものと判断し、調停案を受け入れることとした。

ア 調停案は、平成26年9月以来14回の調停を経て、中立的な第三

者機関である調停委員会が、当事者双方の主張を聴くとともに、債務者らの「厳しい経営環境」、「災害復旧時等の地域貢献活動」、「破綻した場合の地域経済等に与える影響」などを考慮し、示したものであることから、合理的な判断がなされたものであること。

イ 賠償金の減額及び支払方法についても、他県の同様な事例と比べて不合理なものではないこと。

(9) 議会への提案

平成28年11月25日、平成28年12月定例県議会に議案第24号として、上記(7)の内容の調停に応じる旨の議案(以下「同議案」という。)が提出された。同議案は、県土整備常任委員会へ付託された。

(10) 議決

平成28年12月14日、県土整備常任委員会において審査が行われ、同議案は賛成多数で可決すべきものとされた。

平成28年12月20日、県議会本会議において、県土整備常任委員会における審査の結果が報告され、討論の後、同議案は賛成多数で可決された。

第4 合議の不調

1 監査結果について

(1) 法第242条第4項の規定による監査についての決定は、同条第8項の規定により、監査委員の合議によるものとされている。

(2) 本件請求について、監査委員は協議を重ねたが、最終的に意見の一致を見ることができず、合議が調わなかったため、監査の結果については、決定をなしえなかった。

協議が行われた経過の記録として、それぞれの立場から表明された監査委員の見解を、次のとおり記載しておくこととした。

2 監査委員の見解

(1) 請求に理由がないとする見解

ア 県は、以下の(ア)から(ウ)のとおり、債務者らの厳しい経営状況、災害復旧時等の地域貢献活動、破綻した場合の地域経済に与える影響等を総合的に考慮した上で、調停案を受け入れることとしたものであり、その判断が違法又は不当であるとまで言うことはできない。

(ア) 債務者らの売上高営業利益率は低く、営業損益が赤字の会社もあるなど、経営状況が厳しいことは理解できる。

(イ) 債務者らは災害時の応急・復旧対策などの地域貢献活動を行っているほか、家畜伝染病発生時の防疫対策に関し県と協定を結んでおり、非常事態への対応に協力が期待されている。

- (ウ) 債務者らが倒産、廃業すると従業員やその家族、取引先などに影響が波及し、地域の経済、雇用に大きな影響を与えるものと予想される。また、地域の社会資本整備やその維持更新に支障を来す恐れがある。
 - イ 調停に応じる旨の議案は、県議会で債権放棄の可否を含めて審議された上で可決されたものであり、県民の代表である議会の意見は尊重すべきである。
- (2) 請求に理由があるとする見解
- ア 債務者ら個別の支払能力を考慮せず、一律に8パーセントに減額した理由が不十分である。
 - イ 県が調停案を受け入れるに当たり、必要な検討分析を行った上で判断したものとは認められない。
 - (ア) 県が公認会計士に依頼した債務者らの弁済計画の検証では、債務者らに20パーセントの賠償金の支払能力がある旨を確認している。
 - (イ) これに対して債務者らは実現可能性の乏しいものと反論しているが、県はこの主張に基づいて債務者らの支払能力を再検証していない。
 - ウ 不法行為を行った業者からの要請に基づき損害賠償金を減額すれば、行政の公平性・公正性を失い、県民の信頼を失う恐れがある。

意見書

第1 経緯

1 賠償金請求について

公正取引委員会が、平成26年2月3日に、山武地域の一部の建設業者に対して行った「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けて、県は、平成26年8月1日、課徴金納付命令を受けた20者のうち、破産した1者を除く、19者に対して、工事請負契約に基づき、賠償金として工事請負額の20%を請求した。

2 調停の経緯

(1) 調停申立てについて

県が賠償金を請求した19者のうち、解散した2者を除く17者（以下「申立人ら」という。）から、平成26年8月7日、千葉簡易裁判所に対して民事調停が申し立てられ、この調停は、平成26年9月24日から平成28年9月29日まで14回行われ、同年10月12日、千葉簡易裁判所民事調停委員会から調停案が示された。

(2) 県が調停に参加した理由について

県は、賠償金の円滑な徴収のためには、建設業者の実情を把握することが重要と考え、調停に参加した。

第2 調停における当事者間の主張・反論

1 申立人らの主張

申立人らは、調停申立書等で、「今回の事態に対する反省」、「厳しい経営環境」、「災害復旧時等の地域貢献活動」、「破綻した場合の地域経済等に与える影響」等について、次のとおり主張するとともに、申立人らそれぞれから経営状況にかかる陳述書が提出された。

(1) 申立人らの反省

申立人らは、調停申立書で、本件工事に関しやってはいけない行為をし、県に対し多大なる迷惑をかけたこと、公正取引委員会の排除措置を受ける事態となったことを猛省していること、厳しい経営環境の下にあるとはいえ、許されることではないことを肝に銘じたこと、今後同様の

行為を一切止めてコンプライアンスを重視し、地元建設業者として引き続き地域や地域住民に貢献していきたいと願っているとの主張を行った。

なお、申立人らが属する千葉県建設業協会の会長から、千葉県知事あてに、「この度の本協会山武支部会員企業に対する公正取引委員会からの排除措置命令については厳粛に受け止め、誠に遺憾な結果を招いてしまったことに対して、県民を始め県及び地元市町等関係機関の皆様にご心よりお詫び申し上げます」との謝罪がなされている。

(2) 経営状況について

申立人らは、売上高営業利益率が低いところ、公正取引委員会から課徴金を課せられ、県のほか国や県内自治体等からも指名停止措置を受け、さらに県から営業停止処分を受けていたことから、申立人らの財務状況及び事業運営に大きなダメージを受けており、契約約款が定める賠償金を課せられた場合、申立人らは倒産や廃業となりかねないと主張した。

また、課徴金納付や賠償金の支払いのために金融機関からの融資等を受けることが困難なことから、請求どおりの賠償金の支払いは申立人らの資金繰りの状況に鑑みても到底困難であるとの主張を行った。

さらに、申立人らは、調停で、厳しい経営状況を示す弁済計画を提出した。

なお、公正取引委員会の課徴金納付命令を受けた20者のうち、すでに4者が破産・解散の手続きを取っている。

(3) 災害復旧時等の地域貢献活動について

申立人らは、地元密着の建設業者として地域の社会資本整備の担い手としての役割があるほか、震災や台風などの災害時や冬期の道路凍結防止・除雪作業に昼夜を分かたず出勤し、応急復旧に努めるなど地域の安心・安全の守り手といった役割を担っている旨主張した。

また、申立人らは、九十九里海岸・屋形海岸・白里中央海岸の清掃、水防訓練、敬老慰安会、幹線道路清掃、学校プール脇竹林伐採、環境整備等の様々なボランティア活動を行っている旨主張した。

なお、申立人らはいずれも千葉県建設業協会山武支部に属しており、災害応急対策については、千葉県建設業協会山武支部と山武土木事務所で「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」を締結し、道路や河川など県が管理する公共施設の損傷箇所等を把握し県へ報告するほか、応急復旧業務や応急復旧工事、建設用資機材の提供等の業務に対応することになっている。

さらに、県と千葉県建設業協会との間で「家畜伝染病発生時における防疫対策業務に関する協定」を締結し、県からの要請があった場合、「口蹄疫」、「高病原性鳥インフルエンザ」、「低病原性鳥インフルエンザ」等の家畜伝染病の発生時に、防疫対策として、殺処分家畜・家きん等の運搬や埋却作業を行うこととなっている。

(4) 地域経済に与える影響等について

申立人らは、申立人ら及びその下請会社の従業員は、ほぼ千葉県の山武地区住人であり、その数は1000人を超えること、申立人らの倒産、廃業の結果、多くの山武地区住人が職を失い、その家族の生活が脅かされること、山武地区において、建設業は主要な産業であり、申立人らの取引先は何百もあること、申立人らの倒産、廃業した場合、申立人らの取引先の財務状況が悪化すること等、申立人らの倒産・廃業により、山武地区及び県の経済に与える影響が甚大である旨主張した。

また、申立人らは、申立人らが倒産・廃業すると、山武地区における県工事を受注できる建設業者が激減し、公共工事の品質が低下すると主張するなど、公共工事の担い手として、地域インフラの整備を進めることにも支障を生じさせることが懸念される。

2 申立人らの主張に対する県の反論

(1) 申立人らの主張に対する反論

申立人らは、上記のとおり、会社の厳しい経営状況、倒産した場合の地域経済や災害対応に与える影響等を理由に賠償金20%を5%に減額し、10年分割での支払いを求めた。

これに対して、県は減額に応じられない旨主張し、会社の厳しい経営状況を確認するための資料を求めたところ、申立人らから20%の賠償金の支払いが困難であることを示す弁済計画が提出された。

(2) 県の検証内容

ア 検証の目的

申立人らは、賠償金20%を5%に減額し、10年分割での支払いを求めているが、その主たる理由は、今後の支払は困難であり、企業の存続が困難となるという趣旨にあったため、その根拠として提出された弁済計画を公認会計士に検証を依頼した。

イ 検証方法

申立人らの弁済計画は予測に留まるものであるが、検証の方法は、売上が過小ではないか、原価が過大ではないかといった観点から、一定の見直しを行い、各社の弁済計画の整合性を検討した。

具体的には、

- ① 完成売上高が直近3期平均を下回る場合は、直近3期平均の90%まで増額修正し、完成工事売上原価が、直近3期平均を上回る場合は直近3期平均に減額修正する、
 - ② 借入金返済額を税引後利益とのバランスを考慮して修正する、
 - ③ 上記①②等の修正により、現預金残高が直近3期の最低現預金残高を上回るか、これを下回る割合が小さければ安定的経営が可能とする、
- 等の見直しを行った。

ウ 検証結果

上記のとおり、申立人らから提出された弁済計画を、公認会計士に依頼し、一定の見直しを行ったうえで、各社それぞれの弁済の可能性を検証したところ、いずれの会社も20%の支払が可能であるとの内容になり、県は減額は難しい旨主張した。

3 県の反論に対する申立人らの再反論

県の反論に対し、申立人らは、申立人らの5%・10年分割の弁済計画の方が実現可能性が高いとの再反論を行った。具体的な再反論は次のとおりである。

ア 売上高に対する原価率・販売管理費の捉え方がバランスを欠いており、結果的に、営業損益において、直近決算期の実績値、過去3期平均の実績値、申立人計画のいずれよりも高い数値になっており、実現可能性が乏しい計画である。

イ 県の弁済計画は毎年の借入金返済額を減額しているが、借入金の返済額は、金融機関との契約によるものであり、借主の一方的な都合で減額できるわけではない。

ウ 県の弁済計画は過去3期の現預金残高でもって安定的経営がされているというが、建設業では、工事に係る原材料および設備工具等を先行して調達する必要から、また、外注労務費の支払いのため、手元現金を多く必要とするところ、申立人らの過去3期の最低現預金残高は、建設業者の平均や月商の1か月分を下回っている場合があり、過去

3期の最低現預金残高があれば安定経営が可能と言えるものではない。

第3 調停案について

1 調停内容

(1) 調停委員会は、調停内で、

ア 申立人らのこれまでの売上高営業利益率は低く、営業損益が赤字の会社もあり、建設工事により十分な利益をあげることが容易ではないことがうかがわれること、

イ 一方で申立人らは地元密着の建設業者として、災害時の復旧など地域貢献活動を行っており、これについて代替可能なものはなく、また県との間では、平成27年3月25日、伝染病に対する防疫対策業務の協定を締結するなどの地域貢献活動を行っていること、

ウ 会社の経営が破綻した場合には、雇用する従業員やその家族の生活の問題、関係下請先への連鎖倒産の恐れなど、山武地区における経済活動に悪影響を及ぼす恐れも生ずるところとなること、

エ 申立人らは既に指名停止措置や営業停止処分などを受けている状況もあること、

これらを総合して考えると、賠償金についてはこれを減額し、支払については分割して支払わせるのが相当であるとして、調停案を示したところである。

(2) 調停案の内容は、

ア 申立人らは、県に対し、賠償金として、請負工事の契約金額の8%に相当する金額の支払義務があることを認め、10年間の分割により支払う。

イ 県は、前項の支払義務に基づく債権以外の請求を放棄する。

ウ 申立人らは、賠償金から既払金額を控除した残額を一括して支払うことができる。

エ 申立人らは、分割での支払い及び一括での支払を1回でも怠ったときは、県に対し、賠償金から既払金額を控除した残額及びこれに対する支払を怠った日の翌日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払う。

というものである。

2 調停を受け入れる理由

県は、賠償金の円滑な徴収のためには、建設業者の実情を把握することが重要と考え、平成26年9月から、これまで14回の調停に参加してきた。

調停案は、中立的な第三者機関である調停委員会が、当事者双方の主張を聴くとともに、申立人らの「厳しい経営環境」、「災害復旧時等の地域貢献活動」、「破綻した場合の地域経済等に与える影響」などを考慮し、示したものであることから、合理的な判断がなされたものであること。

また、賠償金の減額及び支払方法についても、他県の同様な事例と比べても不合理なものではないこと。

県は、これらのことを総合的に勘案し、今回示された調停案が妥当なものだと判断されることから、調停案を受け入れることとしたものである。

3 他県の調停事例

本件と同様に、公正取引委員会が独占禁止法違反を認定した建設業者に対して賠償金を請求したところ、調停を申し立てられた事例が、沖縄県、石川県、鹿児島県にあった。いずれの事例も、申立人らの「厳しい経営環境」、「災害復旧時等の地域貢献活動」、「破綻した場合の地域経済等に与える影響」などを理由として、調停委員会から示された調停案により、議会の議決を経て調停が成立している。各県の事例は次のとおりである。

(1) 沖縄県

10%を5%に減額、賠償金の規定がない契約については0%に減額し、原則5年分割払いとし、経営上の合理的な理由があればさらに5年延長ができ、最大10年の分割払い。

(2) 石川県

30%あるいは20%を8%に減額し、一括納付あるいは5年分割。

(3) 鹿児島県

10%を5%に減額し、半年後に一括払い。

第4 本件請求人の主張とこれに対する知事の意見

1 調停における公金債権の取扱い

<請求人の主張>

調停では単純に両当事者の間を取る（足して二で割る）方式が採用され

がちであるが、民間同士の取引であれば紛争を終わりにするという意味において有用な方法である場合もあるが、公金債権ではそのような方式は許されない。

<知事の意見>

(1) 公法上の債権と私法上の債権

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利である債権（地方自治法第240条第1項）は、その発生原因により、公法上の債権、私法上の債権の2種類に分けられるところ、公法上の債権は、行政権の主体として一般人の有しない特別な権能により発生した債権をいい、一部の公法上の債権については、裁判上の手続きによらず強制徴収ができるが、一方、私法上の債権とは、物件の売払い代金、貸付金等、一般私人と同一の立場で行った行為により発生した債権をいい、裁判所の関与がなくては強制執行できないとされている。

本件の賠償金請求は、工事請負契約約款上の規定に基づく債権であり、私法上の債権である。賠償金請求に争いがあれば、民事に関する紛争であり、調停の対象になる。

しかしながら、地方自治法第96条第1項第12号により、調停は議会の議決事項であり、地方公共団体の長において、その執行は制約されている。

(2) 調停手続き

調停手続きについて、裁判例（名古屋高裁平成23年4月15日判決、平成22年（行コ）第29号、判例自治350号65頁、以下「名古屋高裁判例」という。）は、これは訴訟上の和解の事案ではあるが、「自治法96条1項12号は、地方公共団体が紛争の一方当事者として和解する場合には議会の議決を要するものと定めているところ、和解は、当該紛争の経緯と内容、争いの対象となった利益、両当事者や関係者の利害状況、紛争解決の経済性等諸般の事情に応じて、各事案ごとにその時期、方法、内容等を異にするものであり、このような和解の性質に鑑みると、和解を成立させるに当たり、議会と地方公共団体の長には相当に広範な裁量権が与えられていると解すべきである。そうすると、地方公共団体の長が議会の議決を経て成立した和解は原則として適法と考えるべきであり、地方公共団体の長が和解を成立させたことが違法となるのは、当該和解内容に重大な法令違反が存したり、相手方と通謀して専ら相手方の利益を図るような和解を成立させたりしたなど明らかにその裁量権の

範囲を逸脱又は濫用していると評価できる特段の事情がある場合に限り、
れると解する」と判示している。

したがって、上記判例によれば、調停を成立させるに当たり、議会と
地方公共団体の長には相当に広範な裁量権が与えられているのであって、
請求人が主張するように、紛争の解決策として調停手続きが認められな
いということはない。

2 一律の債権放棄

(1) 個別事情を無視した債権放棄

<請求人の主張>

債務弁済調停では債務者の資産、支払能力及び救済の必要性など各
債務者の個別の事情が検討されそれに応じた減額措置が取られるべき
であり、本件では各債務者の個別の事情を全く無視して一律の債権放
棄が提案されており、債権放棄を正当化する根拠が全くない。

<知事の意見>

ア 調停では、申立人らから、個々の会社の経営状況を踏まえた弁済
計画が提出され、それをもとに当事者双方で主張・反論を行ったう
えで、調停委員会から出されたものであり、各債務者の個別の事情
を全く無視して一律の債権放棄を提案しているものではない。

イ 和解で考慮する事情について、先の名古屋高裁判例は、「訴訟上の
和解は、当該紛争の経緯や内容、両当事者や関係者の利害状況、紛
争解決の経済性等諸般の事情を総合考慮した上で、互譲により成立
に至るべきものであって、相手方の資力はその一事情にすぎない以
上、資力に関する相手方の説明が明らかに不合理といえないことや、
更なる調査に要する時間や費用、調査によってもたらされる効果な
どを総合考慮の上、受訴裁判所の勧告や、代理人弁護士の意見を踏
まえて本件和解を成立させたことをもって、調査を尽くす姿勢に欠
けるものと評価することはできない」と判断しているのであって、
相手方の資力等はその一事情にすぎず、その他の事情を含めた総合
的な考慮が求められている。

これを本件についてみると、調停案は、上記第3の1の(1)の
とおり、個別事情としての申立人らの「厳しい経営環境」ばかりで
なく、「災害復旧時等の地域貢献活動」、「破綻した場合の地域経済等
に与える影響」など広く総合的に考慮した結果である。

(2) 支払能力の低い債務者に合わせた同率の減額率

<請求人の主張>

本事案で減額率が同一となることは、最も支払能力の低い債務者に合わせた減額率となっている可能性があり、債務者側からすればそのこと自体不公平な扱いであり、債権者側からすれば資力がある債務者に対する回収可能な公金である債権を失うことになる。

<知事の意見>

上記(1)のとおり、個別事情はもとより、その他の事情についても広く総合的に考慮されたものであり、支払能力の低い債務者に合わせたものではない。

3 議会の議決の効力

(1) 一律の債権放棄

<請求人の主張>

債務者の資産、支払能力、救済の必要性など債務者の個別の事情を考慮せずに一律一定割合での債権放棄を認める議会の議決は無効である。

<知事の意見>

本調停を成立させることについての議案は、平成28年12月20日、既に県議会で議決を経ているところであるが、上記2のとおり、調停案は個別事情はもとより、その他の事情についても広く総合的に考慮されたものであり、これを認める議会の議決は適正に行われている。

また、調停を成立させるに当たり、議会には相当に広範な裁量権が与えられていることは、前記名古屋高裁判例で示されているとおりである。

(2) 根拠のない債権放棄（「監査請求補充書」）

<請求人の主張>

ア 本件では、債権放棄を正当化する根拠は全くない。

従って、支払能力がある債務者について正当な根拠のない債権放棄を内容とする調停案応諾の議案を議会が議決するとすれば、その議決は議決権の濫用であり、無効である。

イ 債権は県民の貴重な財産であり、千葉県職員は必死になってその回収に努力している。

これに対し、支払能力を有する債務者に対する債権を、全く根拠な

く放棄することは、県民と職員を愚弄する暴挙である。

従って、このような債権放棄を内容とする調停案応諾の議案が仮に議会で議決されたとしても、その議決は議会の議決権濫用として無効である。

<知事の意見>

本調停を成立させることについての議案は、平成28年12月20日、既に県議会において議決を経ているところである。

申立人らの弁済の可能性については、上記第2にあるとおり、調停の途上において、県は、申立人らから提出された弁済計画を一定の見直しのうえ検証を行い、いずれの会社も20%の支払が可能であり、減額は難しい旨主張をしたが、その後、申立人らから、県の検証について反論がされ、これらのことも踏まえ、調停委員会から調停案が示されている。

県として、最終的に調停を受け入れる理由は、上記第3の2のとおりである。

上記1・2のとおり、前記名古屋高裁判例を踏まえると、調停で考慮する事情について、相手方の資力等は一事情にすぎず、その他の事情を含めた総合的な考慮が求められるところ、本調停案は、個別事情はもとより、その他の事情について広く総合的に考慮されたものであり、これを認める議会の議決は適正に行われている。

また、調停を成立させるに当たり、議会には相当に広範な裁量権が与えられていることは、同名名古屋高裁判例で示されているとおりである。

4 違約金としての賠償金規定

<請求人の主張>

20%の賠償金には、債務者らが得た利益分だけではなく、「違約金」と呼ばれ不法行為に対する懲罰的意味が込められている。従って、これを減額することは、信賞必罰という社会の基本的倫理を緩めかねない。

<知事の意見>

(1) 賠償金規定について

県の建設工事請負契約約款における談合事案に係る賠償金規定は、平成16年2月に違約金を契約額の10%と定めたのをはじめとして、平成18年12月の全国知事会の「都道府県の公共調達改革に関する指針（緊

急報告)」に、「談合を防止する入札制度の改革」として、「談合は、これを行う者にとって決して得にはならないことを明確に認識させることが必要である。このため、談合を防止するためのペナルティ強化として…（中略）…違約金特約の額を契約額の20%以上とする等の厳しい措置を講じるべきである。」と示された指針を受け、平成19年10月から、本県でも賠償金を20%にしたものである。

(2) ペナルティとしての賠償金

今回、このような事件が起こったことは遺憾であるものの、申立人らは反省しており、また、千葉県建設業協会においても、不正行為の排除の徹底を図る等の取り組みを行っている。

その他、申立人らは、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令（4%、支払済み）のほか、県からは、指名停止措置（6か月間）・営業停止処分（30日間）及び本件賠償金請求、その他国の機関及び県内の自治体等からも指名停止措置を受けており、談合行為に対して相当のペナルティを受けている。

そのうえで、賠償金が20%から8%に減額されるものの、依然懲罰的意味が失われるものではないことから、請求人が主張するように、20%の賠償金を8%に減額することをもって、信賞必罰の理念を損なうものではない。

5 地方自治法第242条第3項に基づく勧告

<請求人の主張>

仮にこの監査請求手続終了前に知事が本件調停に応じるとなると本件監査手続きはそのことをもって終了することになる。また、本件においては、地方自治法第242条第3項所定の要件が満たされている。

<知事の意見>

請求人は、法所定の要件が満たされていると主張するのみで、これらの要件について、何ら疎明していない。

したがって、地方自治法第242条第3項に基づく勧告を求める監査請求は不適法であり、却下を求める。

第5 総括

<知事の意見>

以上述べてきたとおり、地方自治法第242条第3項に基づく勧告を求める監査請求は不適法であるから却下を求め、また、賠償金を減額する内容の調停に応じないこと及び債務者の資産額、支払能力、救済の必要性等を考慮し、債権放棄の適切な先例となるような方法で調停を進行させることを求める監査請求は、いずれも理由がないことから、棄却を求める。

そして、これまで述べてきたとおり、本調停案は、調停において、申立人ら及び県がそれぞれの主張を行い、中立的な第三者機関である調停委員会が、当事者双方の主張を聴くとともに、双方の事情を総合的に考慮し、示したものであることから、合理的な判断がなされたものであること。

また、賠償金の減額及び支払方法についても、他県の同様な事例と比べても不合理なものではないこと。

県は、これらのことを総合的に勘案し、今回示された調停案が妥当なものと判断されることから、調停案を受け入れることとし、県議会に議案を提案し、県議会において議論されて議決されたものである。

したがって、本調停に応じることは何ら違法・不当なものではないし、このことに、地方公共団体の長及び議会の裁量権の範囲を逸脱又は濫用していると評価できるような特段の事情は何ら認められない。

以上